

○松山市スポーツ推進委員規則

平成20年3月28日

規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条第2項の規定に基づき、松山市スポーツ推進委員(以下「委員」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員は、市民のスポーツ推進に関する次の職務を行う。

- (1) 市民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 市民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) 教育委員会、学校、公民館等の行うスポーツ行事に協力すること。
- (4) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じて協力すること。
- (5) 市民のスポーツに対する理解を深めること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進のための事業の実施に関する連絡調整並びに市民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うこと。

(定数)

第3条 委員の定数は、150人以内とする。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) スポーツ種目団体関係者
 - (2) 校区公民館体育関係者
 - (3) その他スポーツ指導者として適当と認められる者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(服務)

第5条 委員は、その職務を行うに当たっては、法令、条例及び規則に従わなければならない。

2 委員は、相互連絡を密にし、協力しなければならない。

3 委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(会議)

第6条 委員の会議は、定例会及び臨時会とし、定例会は原則として月1回開き、臨時会は必要に応じて開く。

(研修)

第7条 委員は、常にその職務を行う上に必要な知識及び技術の習得に努めなければならない。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成21年3月27日規則第21号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成23年12月26日規則第70号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)附則第4条の規定によりスポーツ推進委員とみなされている者の任期については、第2条の規定による改正後の松山市スポーツ推進委員規則第4条第2項の規定にかかわらず、同法の施行の日における従前の体育指導委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。